

# 入 札 説 明 書

令和6年度環境保健サーベイランス調査  
(6歳児)に係る集計に関する委託業務

[全省庁共通電子調達システム対応]

環 境 省

## はじめに

本委託業務の入札等については、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）、契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号）、その他の関係法令及び環境省入札心得（別紙）に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

### 1. 契約担当官等

支出負担行為担当官

環境省大臣環境保健部長 神ノ田 昌博

### 2. 競争入札に付する事項

- (1) 件名 令和6年度環境保健サーベイランス調査（6歳児）に係る集計に関する委託業務
- (2) 特質等 別添2の仕様書による
- (3) 納入期限等 令和7年3月31日
- (4) 納入場所 東京都千代田区霞が関1-2-2  
環境省環境保健部環境保健企画管理課保健業務室
- (5) 入札方法  
落札者の決定は、最低価格落札方式をもって行うので、  
ア. 入札者は、業務に係る経費のほか、納入に要する一切の諸経費を含め契約金額を見積もるものとする。  
イ. 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。
- (6) 入札保証金及び契約保証金 免除

### 3. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 環境省大臣官房会計課長から指名停止措置が講じられている期間中の者でないこと。
- (4) 令和04・05・06年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「調査・研究」において、開札時まで「B」、「C」又は「D」級に格付されている者であること。
- (5) 別紙の業務受託条件を満たした者であること。
- (6) 環境省入札心得において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。

#### 4. 契約条項を示す場所等

##### (1) 契約条項を示す場所

東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎第5号館23階  
環境省大臣官房環境保健部企画管理課保健業務室  
TEL：03-5521-8255

#### 5. 入札に関する質問の受付

##### (1) この入札説明書、仕様書等に関する質問がある場合は、次に従い、環境省入札心得に定める様式5による書面を提出すること。

提出期限 令和6年2月26日(月) 16時まで  
(持参の場合は、12時から13時を除く)

提出場所 4.(1)の場所

提出方法 持参又は電子メール(hoken-gyomu@env.go.jp)によって提出すること。

なお、電子メールで提出した場合には、環境省に提出した旨を連絡すること。

##### (2) (1)の質問に対する回答は、令和6年2月27日(火)までに環境省ホームページの「調達情報」>「入札等情報」>委託業務「入札公告(役務)」等>「本件」の「入札公告」の下段に掲載する。

#### 6. 業務受託条件に関する書類の提出

別紙2の業務受託条件に関する書類、環境省競争参加資格(全省庁統一資格)審査結果通知書の写しを、次に従い提出すること。なお、電子入札をする予定の者は、7.(2)ア.のとおり、環境省競争参加資格(全省庁統一資格)診査結果通知を、電子調達システムへ証明書として(1)提出期限までに提出すること。なお、提出の際は、業務名、会社名、担当者、担当者の連絡先(電話番号、FAX番号等)等がわかる書類を添付すること。

##### (1) 提出期限

令和6年2月28日(水) 17時まで  
(持参の場合は、12時から13時を除く)

##### (2) 書面による提出の場合

ア. 提出方法 持参又は郵送によって提出すること。

ただし、郵送する場合には、書留郵便等の配達記録が残るものに限る。

イ. 提出場所 4.(1)の場所

ウ. 部数 業務受託条件に関する書類 1部

環境省競争参加資格(全省庁統一資格)審査結果通知書の写し 1部

##### (3) 電子による提出の場合

ア. 提出方法

電子ファイル(PDF形式)により、電子メール※1で送信、DVD-ROM等に保存して持参又は郵送※2、又は電子調達システム上※3で提出すること。電子メールで提出した場合には、環境省からの受信連絡メールを必ず確認すること。

※1 電子メール1通のデータ上限は7MB(必要に応じ分割すること)

※2 郵送の場合は、書留郵便等の配達記録が残るものに限る。

※3 電子調達システムのデータ上限は10MB

イ. 提出場所 電子メールの場合：hoken-gyomu@env. go. jp

DVD-ROMの持参又は郵送の場合：4. (1)の場所

電子調達システムの場合：電子調達システム上

(4) 業務受託条件の審査結果は、令和6年2月29日(木)17時までに通知する。

## 7. 競争執行の日時、場所等

### (1) 入札・開札の日時及び場所

日時 令和6年3月4日(月) 11時00分

場所 環境省 環境保健部長室前打合せスペース

東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎第5号館23階

### (2) 入札書の提出方法

#### ア. 電子調達システムによる入札の場合

入札書を(1)の日時までに電子調達システムにより提出する。なお、電子調達システムで入札をする者については、同システムにより、環境省競争参加資格(全省庁統一資格)審査結果通知書をPDF化し、証明書として6. (1)の日時までに事前に提出すること。

#### イ. 書面による入札の場合

環境省入札心得に定める様式2による電子入札案件の紙入札方式での参加についての書面を令和6年3月1日(金)12時までに4. (1)の場所へ持参、郵送又は電子メール(hoken-gyomu@env. go. jp)により事前に提出すること。

入札に当たっては、環境省入札心得に定める様式1による入札書及び環境省競争参加資格(全省庁統一資格)審査結果通知書の写しを(1)の日時及び場所に持参すること。入札書を電話、FAX、郵送等により提出することは認めない。なお、入札書の日付は、入札日を記入すること。

ウ. 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

### (3) 入札の無効

本入札説明書に示した競争参加資格のない者又は入札条件に違反した者の提出した入札書は無効とする。

## 8. 落札者の決定方法

(1) 有効な入札書を提出した入札者であって、当該入札者の入札価格が予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申し込みをした他の者のうち最低の価格をもって申し込みをした者を落札者とすることがある。

## 9. 暴力団排除に関する誓約

当該業務の入札については、環境省入札心得において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約の上参加すること。なお、書面により入札する場合は、誓約事項に誓約する旨を入札書に明記することとし、電子調達システムにより入札した場合は、誓約事項に誓約したものとして取り扱うこととする。

## 10. 人権尊重の取組について

本調達に係る入札希望者及び契約者は、『責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン』（令和4年9月13日 ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。

## 11. その他

### (1) 入札結果の公表

落札者が決定したときは、入札結果は、落札者を含め入札者全員の商号又は名称及び入札価格について、開札場において発表するとともに、政府電子調達システム（GEPS）ホームページで公表するものとする。

### (2) 電子調達システムの操作及び障害発生時の問合せ先

政府電子調達システム（GEPS）ホームページアドレス <https://www.geps.go.jp/>  
ヘルプデスク 0570-014-889（ナビダイヤル） 受付時間 平日 8時30分～18時30分

## ◎ 添付資料

- ・別紙1 環境省入札心得
- ・別紙2 業務受託条件
- ・別添1 契約書（案）
- ・別添2 仕様書

## 環境省入札心得 (物品役務 最低価格落札方式)

### 1. 趣旨

環境省の所掌する契約（工事に係るものを除く。）に係る一般競争又は指名競争（以下「競争」という。）を行う場合において、入札者が知り、かつ遵守しなければならない事項は、法令に定めるものの他、この心得に定めるものとする。

### 2. 入札説明書等

- (1) 入札者は、入札説明書及びこれに添付される仕様書、契約書案、その他の関係資料を熟読のうえ入札しなければならない。
- (2) 入札者は、前項の書類について疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。
- (3) 入札者は、入札後、(1)の書類についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

### 3. 入札保証金及び契約保証金

環境省競争参加資格（全省庁統一資格）を保有する者の入札保証金及び契約保証金は、全額免除する。

### 4. 入札書の書式等

入札者は、様式1による入札書を提出しなければならない。ただし、電子調達システムにより入札書を提出する場合は、同システムに定めるところによるものとする。

なお、入札説明書において「電子調達システムにより入札書を提出すること」と指定されている入札において、様式1による入札書の提出を希望する場合は、様式2による書面を作成し、入札説明書で指定された日時までに提出しなければならない。

### 5. 入札金額の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 6. 入札書の提出

- (1) 入札書を提出する場合は、入札説明書において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約の上提出すること。なお、書面により入札する場合は、誓約事項に誓約する旨を入札書に明記することとし、電子調達システムにより入札した場合は、当面の間、誓約事項に誓約したものとして取り扱うこととする。
- (2) 書面による入札書は、封筒に入れ封印し、かつその封皮に氏名（法人の場合はその

名称又は商号)、宛名(支出負担行為担当官環境省大臣官房環境保健部長と記載)及び「令和6年3月4日開札[令和6年度環境保健サーベイランス調査(6歳児)に係る集計に関する委託業務]の入札書在中」と朱書きして、入札の日時及び場所に持参すること。

- (3) 電子調達システムにより入札する場合は、同システムに定める手続に従い、入札の日時までに入札書を提出すること。通信状況により提出期限内に電子調達システムに入札書が到着しない場合があるので、時間的余裕を持って行うこと。

## 7. 代理人等(代理人又は復代理人)による入札及び開札の立会い

代理人等により入札を行い又は開札に立ち会う場合は、代理人等は、様式3による委任状及び環境省競争参加資格(全省庁統一資格)審査結果通知書の写しを持参しなければならない。また、代理人等が電子調達システムにより入札する場合には、同システムに定める委任の手続きを終了しておかなければならない。

## 8. 代理人等の制限

入札者又はその代理人等は、当該入札に係る他の入札者の代理人等を兼ねることができない。

## 9. 入札の無効

次の各項目の一に該当する入札は、無効とする。

- ① 競争に参加する資格を有しない者による入札
- ② 指名競争入札において、指名通知を受けていない者による入札
- ③ 委任状を持参しない又は電子調達システムに定める委任の手続きを終了していない代理人等による入札
- ④ 書面による入札において記名を欠く入札
- ⑤ 金額を訂正した入札
- ⑥ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- ⑦ 明らかに連合によると認められる入札
- ⑧ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は2者以上の代理をした者の入札
- ⑨ 入札者に求められる義務を満たすことを証明する必要がある入札にあっては、証明書が契約担当官等の審査の結果採用されなかった入札
- ⑩ 入札書の提出期限までに到着しない入札
- ⑪ 別紙において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約しない者による入札
- ⑫ その他入札に関する条件に違反した入札

## 10. 入札の延期等

入札参加者が相連合し又は不穩の行動をする等の場合であって、入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し若しくはとりやめることがある。

## 11. 開札の方法

- (1) 開札は、入札者又は代理人等を立ち合わせて行うものとする。ただし、入札者又は

代理人の立会いがない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行うことができる。

- (2) 電子調達システムにより入札書を提出した場合には、入札者又は代理人等は、開札時刻に端末の前で待機しなければならない。
- (3) 入札者又は代理人等は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は委任状を提示しなければならない。
- (4) 入札者又は代理人等は、開札時刻後においては開札場に入場することはできない。
- (5) 入札者又は代理人等は、契約担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。
- (6) 開札をした場合において、予定価格の制限内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うものとする。電子調達システムにおいては、再入札を行う時刻までに再度の入札を行うものとする。なお、開札の際に、入札者又は代理人等が立ち会わず又は電子調達システムの端末の前で待機しなかった場合は、再度入札を辞退したものとみなす。

## 12. 落札者となるべき者が2者以上ある場合の落札者の決定方法

当該入札の落札者の決定方法によって落札者となるべき者が2者以上あるときは、直ちに当該者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。なお、入札者又は代理人等が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き、落札者を決定するものとする。

## 13. 落札決定の取消し

落札決定後であっても、入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取消すことができる。

## 14. 契約書の提出等

- (1) 落札者は、契約担当官等から交付された契約書に記名押印（外国人又は外国法人が落札者である場合には、本人又は代表者が署名することをもって代えることができる。）し、落札決定の日から10日以内（期終了の日が行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する日に当たるときはこれを算入しない。）に契約担当官等に提出しなければならない。ただし、契約担当官等が必要と認めた場合は、この期間を延長することができる。
- (2) 落札者が前項に規定する期間内に契約書を提出しないときは、落札は、その効力を失う。

## 15. 契約手続において使用する言語及び通貨

契約手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨に限る。



## 別紙

### 暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について、入札書（見積書）の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、官側の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報警察に提供することについて同意します。

### 記

1. 次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

(1) 契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 契約の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて会計課長等の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2. 暴力団関係業者を再委託又は当該業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。

3. 再受任者等（再受任者、共同事業実施協力者及び自己、再受任者又は共同事業実施協力者が当該契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

4. 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受任者等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。

# 入 札 書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官  
環境省大臣官房環境保健部長 殿

住 所  
会 社 名  
代表者氏名

(復) 代理人

注) 代理人又は復代理人が入札書を持参して入札  
する場合に、(復) 代理人の記名押印が必要。

下記のとおり入札します。

## 記

- 1 入札件名 : 令和6年度環境保健サーベイランス調査(6歳児)に係る集計に関する委託業務
- 2 入札金額 : 金 \_\_\_\_\_ 円
- 3 契約条件 : 契約書及び仕様書その他一切貴省の指示のとおりとする。
- 4 誓約事項 : 本入札書は原本であり、虚偽のないことを誓約するとともに、暴力団排除に関する誓約事項に誓約する。

担当者等連絡先

部 署 名 :

責任者名 :

担当者名 :

T E L :

E-mail :

令和 年 月 日

支出負担行為担当官  
環境省大臣官房環境保健部長 殿

住 所  
会 社 名  
代表者氏名

電子入札案件の紙入札方式での参加について

下記入札案件について、電子調達システムを利用して入札に参加できないので、紙入札方式での参加をいたします。

記

- 1 入札件名：令和6年度環境保健サーベイランス調査（6歳児）に係る集計に関する委託業務
- 2 電子調達システムでの参加ができない理由  
（記入例）電子調達システムで参加する手続が完了していないため

担当者等連絡先

部 署 名：

責任者名：

担当者名：

T E L：

E-mail：

委 任 状

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

環境省大臣官房環境保健部長 殿

住 所  
(委任者) 会 社 名  
代表者氏名

代理人住所  
(受任者) 所属(役職名)  
氏 名

当社

を代理人と定め下記権限を委任します。

記

(委任事項)

- 1 令和6年度環境保健サーベイランス調査(6歳児)に係る集計に関する委託業務の入札に関する一切の件
- 2 1の事項にかかる復代理人を選任すること。

担当者等連絡先

部 署 名 :

責任者名 :

担当者名 :

T E L :

E-mail :

委 任 状

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

環境省大臣官房環境保健部長 殿

代理人住所  
(委任者) 所属(役職名)  
氏 名

復代理人住所  
(受任者) 所属(役職名)  
氏 名

当社

を復代理人と定め下記権限を委任します。

記

(委任事項)

令和6年度環境保健サーベイランス調査(6歳児)に係る集計に関する委託業務の入札に関する一切の件

担当者等連絡先

部署名:

責任者名:

担当者名:

T E L:

E-mail:

入札辞退届

令和 年 月 日

支出負担行為担当官  
環境省大臣官房環境保健部長 殿

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

令和6年度環境保健サーベイランス調査（6歳児）に係る集計に関する委託業務に係る入札を辞退します。

担当者等連絡先

部 署 名 :  
責 任 者 名 :  
担 当 者 名 :  
T E L :  
E - m a i l :



(別紙2)

令和6年度環境保健サーベイランス調査（6歳児）に係る集計に関する  
委託業務受託条件

本委託業務は、約10万件の個人情報を取り扱う大規模な健康モニタリング調査であり、適切な個人情報管理の下で業務を実施できることが必要である。

以上の観点から、下記に従い、別添様式に必要な事項を記入の上、業務受託条件に係る確認書類を提出すること。

記

(1) 提出書類（別添様式）

「JIS Q 15001」に適合した個人情報管理が可能であることを証明できるもの。

例：一般財団法人日本情報経済社会推進協会が発行したプライバシーマーク使用許諾証の写しなど

(2) 提出期限等

① 提出期限

令和6年2月28日（水）17時00分

② 業務受託条件に係る書類の提出場所及び作成に関する問合せ先

入札説明書4.（1）に同じ

③ 提出部数

各1部

④ 提出方法

持参又は郵送による。

郵送する場合は、書留郵便等の配達記録が残る方法に限る。

⑤ 提出に当たっての注意事項

ア 持参する場合の受付時間は、平日の10時から17時まで（12時～13時は除く）とする。

イ 郵送する場合は、封書の表に「令和6年度環境保健サーベイランス調査（6歳児）に係る集計に関する委託業務受託条件資料在中」と明記すること。提出期限までに提出先に現に届かなかった業務受託条件資料は、無効とする。

ウ 提出された業務受託条件に係る書類は、その事由の如何にかかわらず、変更又は取消しを行うことはできない。また、返還も行わない。

エ 虚偽の記載をした業務受託条件に係る資料は、無効とするとともに、提出者に対して指名停止を行うことがある。

オ 業務受託条件に係る書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。



カ 提出された業務受託条件に係る書類は、環境省において、業務受託条件の審査以外の目的に提出者に無断で使用しない。一般競争の結果、契約相手になった者が提出した業務受託条件に係る資料は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）に基づき開示請求があった場合においては、不開示情報（個人情報、法人等の正当な利益を害するおそれがある情報等）を除いて開示される場合がある。

（3）審査結果の回答

令和6年2月29日（木）17時00分まで

なお、審査結果通知書の発出にあたっては、原本の郵送のみで行う。

(別添様式)

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

環境省大臣官房環境保健部長 殿

所在地

商号又は名称

代表者役職・氏名

令和6年度環境保健サーベイランス調査（6歳児）に係る集計に関する委託業務  
受託条件書類の提出について

標記の件について、次のとおり提出します。

「JIS Q 15001」に適合した個人情報管理が可能であることを証明できるもの。

例：一般財団法人日本情報経済社会推進協会が発行したプライバシーマーク使用  
許諾証の写しなど

担当者等連絡先

部署名：

責任者名：

担当者名：

T E L：

E-mail：

## 委 託 契 約 書

支出負担行為担当官〔官職氏名〕（以下「甲」という。）は、〔相手方商号・名称、代表者役職・氏名・適格請求書発行事業者登録番号（Tから始まる13桁の番号）〕（以下「乙」という。）と令和 年度 委託業務（以下「委託業務」という。）について、次の条項により契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 乙は、別添の仕様書に基づき委託業務を行うものとする。

（委託費の金額）

第2条 甲は、乙に金 円（うち消費税及び地方消費税の額 円  
・消費税率10%・課税対象額 円）を超えない範囲内で委託業務に要する費用（以下「委託費」という。）を支払う。

（履行期限及び納入場所）

第3条 履行期限及び納入場所は次のとおりとする。

履行期限 令和7年3月31日

納入場所 環境省大臣官房環境保健部環境保健企画管理課保健業務室

（契約保証金）

第4条 甲は、この契約の保証金を免除するものとする。

（再委託等の制限）

第5条 乙は、業務の全部若しくはその主たる部分の処理を他人（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）に委託し、又は請け負わせてはならない。但し、書面により甲の承認を得たときはこの限りではない。

（監督）

第6条 乙は、甲の指示監督により業務を行うものとする。

2 業務の遂行にあたって疑義又は不明の点が生じたときは、甲の指示に従うものとする。

（報告書の提出）

第7条 乙は、この委託業務が完了したときは、環境省委託契約事務取扱要領（平成13年環境省訓令第27号。以下「要領」という。）による委託業務完了報告書（以下「報告書」という。）を作成し、第3条に定める履行期限までに甲に提出しなければならない。

2 乙は、第3条に定める履行期限の経過後30日以内又は委託業務実施年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、委託業務の成果を記載し、委託費の支出内容を明らかにした委託業務精算報告書を要領により作成して、甲に提出しなければならない。

（検査）

第8条 甲は、前条第1項の報告書を受理したときは、受理した日から起算して10日以内又は委託業務実施年度の3月31日のいずれか早い日までに、完了した委託業務が契約の内容に適合したものであるかどうかを検査し、委託業務の完了を確認しなければならない。

(委託費の額の確定)

第9条 甲は、前条の規定に基づく検査の結果、乙の実施した委託業務の内容が契約に適合すると認めるときは、第7条第2項の委託業務精算報告書に基づき委託費の額を確定し、乙に通知する。

2 前項の委託費の確定額は、委託業務に要した経費の支出済額と第2条に規定する委託費の金額のいずれか低い額とする。

(委託費の支払い)

第10条 乙は、前条第1項の規定による通知を受けた後に、委託費の支払いを請求するものとする。

2 甲は、前項の規定にかかわらず、概算払に係る環境大臣と財務大臣との協議が整った場合においては、必要があると認められる金額について、乙の請求により概算払をすることができるものとする。この場合乙は、委託業務の進捗状況及び必要経費を明らかにし、要領による概算払請求書とともに甲に提出するものとする。

3 官署支出官は、第1項又は第2項の規定による適法な請求書を受理した日から起算して30日以内（以下「約定期間」という。）に委託費を支払わなければならない。

(支払遅延利息)

第11条 甲は、前条第3項の約定期間内に委託費を乙に支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、契約金額に対し、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示により財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を遅延利息として乙に支払わなければならない。ただし、約定期間内に支払わないことが、天災地変等甲の責に帰すことのできない事由によるときは、当該事由の継続する期間は、遅延利息の算定日数に算入しないものとする。

(過払金の返還)

第12条 乙は、既に支払を受けた委託費が、第9条第1項の委託費の確定額を超えるとときは、その超える金額について、甲の指示に従って返還しなければならない。

(仕様書の変更)

第13条 甲は、必要があると認めるときは、仕様書の変更内容を乙に通知して、仕様書を変更することができる。この場合において、甲は、必要があると認められるときは履行期限若しくは契約金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務の中止等)

第14条 天災地変その他やむを得ない事由により、業務の遂行が困難となったときは、乙は、甲と協議の上契約の解除又は変更を行うものとする。

2 前項の規定により契約を解除するときは、第7条から第12条までの規定に準じ精算する。

(契約の解除)

第15条 甲は、次の各号の一に該当するときは、催告することなくこの契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 乙の責に帰する事由により、乙がこの契約の全部又は一部を履行する見込みがないと認められるとき。
- 二 乙が第5条、第24条又は第24条の2若しくは第30条の規定に違反したとき。
- 三 乙又はその使用人が甲の行う監督及び検査に際し不正な行為を行い、又は監督官等の職務の執行を妨げたとき。
- 四 履行期限内に報告書の提出がなかったとき。

2 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、催告することなくこの契約を解除することができる。

- 一 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- 五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

3 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、催告することなくこの契約を解除することができる。

- 一 暴力的な要求行為
- 二 法的な責任を超えた不当な要求行為
- 三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- 四 偽計又は威力を用いて甲等の業務を妨害する行為
- 五 その他前各号に準ずる行為

4 甲は、前三項の規定によりこの契約の全部又は一部を解除した場合は、既に支払った委託費の全部又は一部の返還を、期限を定めて乙に請求することができる。

(再受任者等に関する契約解除)

第16条 乙は、契約後に再受任者等（再受任者及び共同事業実施協力者並びに乙、共同事業実施協力者又は再受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）が第15条第2項及び第3項の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）であることが判明したときは、直ちに当該再受任者等との契約を解除し、又は再受任者等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が再受任者等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再受任者等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再受任者等との契約を解除せず、若しくは再受任者等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、催告することなくこの契約を解除することができる。

(違約金等)

第17条 次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、契約金額の100分の10に相当する金額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

一 甲が第15条又は前条第2項の規定により契約の全部又は一部を解除したとき。

二 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人が契約を解除したとき。

三 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人が契約を解除したとき。

四 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等が契約を解除したとき。

五 この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

六 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「乙等」という。）に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

七 納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

八 この契約に関し、乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超える場合において、甲がその超える分の損害を損害金として請求することを妨げない。

(損害賠償)

第18条 甲は、第15条又は第16条第2項の規定によりこの契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

(延滞金)

第19条 乙は、第15条第4項若しくは第22条の規定による委託費の返還又は第17

条の規定による違約金等の支払いを甲の指定する期間内に行わないときは、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の延滞金を甲に支払わなければならない。

(表明確約)

第20条 乙は、第15条第2項及び第3項のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 乙は、解除対象者を再受任者等としないことを確約する。

(不当介入に関する通報・報告)

第21条 乙は、自ら又は再受任者等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再受任者等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(担保責任)

第22条 甲は、仕様書による成果物を受理した後1年以内に契約の内容に適合しないものであることを発見したときは、契約不適合である旨を乙に通知し、修補又は既に支払った委託費の一部を返還させることができるものとする。

(著作権等の継承)

第23条 乙が委託業務の実施により取得した著作権等の無体財産権は、委託業務の終了とともに甲が継承するものとする。

(秘密の保全)

第24条 乙は、この契約の履行に際し知得した相手方の秘密を第三者に漏らし又は他の目的に利用してはならない。

2 乙は、あらかじめ書面による甲の承認を得た場合のほかは、委託業務の結果について発表又は出版等結果の公表を行ってはならない。

(個人情報の取扱い)

第24条の2 乙は、甲から預託された個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。）をいう。）及び特定個人情報（マイナンバー（個人番号）をその内容に含む個人情報をいう。）（以下、「個人情報」という。）については、善良なる管理者の注意をもって取り扱わなければならない。

2 乙は、甲から預託された個人情報を取り扱わせる業務を再委任等する場合は、事前に甲の承認を得るとともに、本条に定める、甲が乙に求めた個人情報の適切な管理のために必要な措置と同様の措置を当該再受任者等も講ずるように求め、かつ当該再受任者等が約定を遵守するよう書面で義務づけなければならない、承認を得た再受任者等の変更及び再受任者等が再々委任等を行う場合についても同様とする（以下、承認を得た再受任者等を単に「再受任者等」という。）。

- 3 乙は、前項の承認を受けようとする場合は、あらかじめ書面により甲の承諾を得なければならない。
- 4 乙は個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。
- 5 乙は、個人情報を取り扱う従事者の明確化、従事者に対する監督・教育を行うものとする。
- 6 乙は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に甲の承認を得た場合はこの限りでない。
  - 一 甲から預託された個人情報を第三者（前項記載の書面の合意をした再受任者等を除く。）に提供し、又はその内容を知らせること。
  - 二 甲から預託された個人情報について、甲が示した利用目的（特に明示がない場合は本契約の目的）の範囲を超えて使用し、複製し、又は改変すること。
  - 三 特定個人情報を取り扱う業務において、乙（再受任者等があるときは再受任者等を含む。）の事務所、事業場等から外部に特定個人情報を持ち出すこと。
- 7 乙は、甲から預託された個人情報を取り扱う場合には、責任者及び取扱者の管理及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について定めた書面を甲に提出するとともに、個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止その他の個人情報の適切な管理（再受任者等による管理を含む。）のために必要な措置を講じなければならない。
- 8 甲は、個人情報の秘匿性等その内容やその量等に応じて必要があると認めるときは、所属の職員に、乙（再受任者等があるときは再受任者等を含む。）の事務所、事業場等において、甲が預託した個人情報の管理が適切に行われているか等について実地検査等の調査をさせ、乙に対し必要な指示をさせることができる。
- 9 乙は、業務の完了又は契約解除等により、甲が預託した個人情報が含まれる紙媒体及び電子媒体（これらの複製を含む。）が不要になった場合には、速やかに甲に返却又は破砕、溶解及び焼却等の方法により個人情報を復元困難及び判読不可能な方法により廃棄若しくは消去し、その旨を書面により甲に報告しなければならない。ただし、甲が別段の指示をしたときは、乙はその指示に従うものとする。
- 10 乙は、甲から預託された個人情報の漏えい、滅失、毀損、不正使用、その他本条に違反する事実を認識した場合には、直ちに自己の費用及び責任において被害の拡大防止等のため必要な措置を講ずるとともに、甲に当該事実が発生した旨、並びに被害状況、復旧等の措置及び本人（個人情報により識別されることとなる特定の個人）への対応等について直ちに報告しなければならない。また、甲から更なる報告又は何らかの措置・対応の指示を受けた場合には、乙は当該指示に従うものとする。
- 11 乙は、甲から預託された個人情報以外に、業務に関して自ら収集又は作成した個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）に基づいて取り扱うこととし、甲が別段の指示をしたときは当該指示に従うものとする。
- 12 乙は、乙又は再受任者等の責めに帰すべき事由により、業務に関連する個人情報（甲から預託された個人情報を含む。）の漏えい、滅失、毀損、不正使用、その他本条に係る違反等があった場合は、これにより甲又は第三者に生じた一切の損害について、賠償の責めを負う。
- 13 本条の規定は、本契約又は業務に関連して乙又は再受任者等が甲から預託され、又は自ら取得した個人情報について、業務を完了し、又は解除その他の理由により本契約



が終了した後であっても、なおその効力を有する。

(再委託等契約内容の制限)

第25条 乙は、第5条の規定により再委託を承認された場合に乙が行う委託契約中に前二条と同様の規定を定めなければならない。

(帳簿等)

第26条 乙は、委託費について帳簿を備え、これに収入支出の額を記載し、その出納を明らかにしておかなければならない。

2 乙は、前項の帳簿及びその支出内容を証する証拠書類を、委託業務の精算が完了した日又は中止（廃止）の承認を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年間保存しなければならない。

(委託業務の調査)

第27条 甲は、必要があると認めたときは、職員に命じて、委託業務の実施状況、委託費の使途その他必要な事項について、乙から報告を求め、又は実地に調査できるものとする。

(財産の管理)

第28条 乙は、委託費により財産を取得した場合は、第7条第1項の規定による報告書を提出するまで又は甲が提出を求めたときに甲に届け出なければならない。

2 乙は、委託費により取得した財産を、善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

3 この委託業務を実施するに当たって委託費により取得した財産（以下「取得財産」という。）の所有権（取得財産に係るその他の権利を設定した場合は、これらの権利を含む。以下同じ。）については、委託業務が完了（乙が、複数年度にわたり実施することを前提としている場合には、最終年度に当たる委託業務が完了するときとする。以下同じ。）又はこの契約を解除するまでの間、乙にこれを帰属させるものとする。

4 乙は、第1項の財産のうち甲が指定するものについて、委託業務を完了し若しくはこの契約を解除し又は甲が返還を求めたときは、甲の指示に従い、これを甲に返還しなければならない。この場合において、所有権は乙から甲に移転するものとする。

(財産管理に係る費用の負担等)

第29条 乙は、委託業務の完了の時期までの間、取得財産の維持、保管等に係る費用を負担するとともに、当該財産に起因する事故によって当該財産を所有する乙以外の第三者が損害を受けた場合には、その責任を負わなければならない。

(債権譲渡の禁止)

第30条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を甲の承認を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。

2 前項ただし書に基づいて売掛債権の譲渡を行った場合、甲の対価の支払による弁済の効力は、甲が、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2に基づき、センター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生ずるものとする。

(紛争又は疑義の解決方法)

第31条 この契約について、甲乙間に紛争又は疑義を生じた場合には、必要に応じて甲乙協議して解決するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和6年 月 日

甲	住所		
	氏名	支出負担行為担当官	
		環境省大臣官房環境保健部長	神ノ田 昌博 印
乙	住所		
	氏名		印
	登録番号	T	

## 令和6年度環境保健サーベイランス調査（6歳児）に係る集計に関する委託業務 業務仕様書

### 1. 業務の目的

環境保健サーベイランス・システムは、昭和61年の中央公害対策審議会（中公審）答申及び昭和62年の公害健康被害の補償等に関する法律改正時の附帯決議によって、構築が求められたもので、長期的かつ予見的観点をもって、地域人口集団の健康状態と大気汚染との関係を定期的・継続的に観察し、必要に応じて所要の措置を早期に講ずるために実施することを目的としているものであり、具体的には、3歳児及び6歳児を対象とした環境モニタリング調査、健康モニタリング調査を実施する。令和6年度は、一部の自治体でオンライン調査を実施する。

本業務は、令和6年度において6歳児を対象とした健康モニタリング調査を実施するものである。

### 2. 業務実施体制

- I 本業務の実施前に作業手順書（個人情報保護体制を含む）を作成する。また、本業務は、個人情報を取り扱うことから、外部に接続しないPC環境を整備するとともに、専用の作業スペースを確保するなどして適切な個人情報管理体制を構築すること。これらについては、必ず環境省担当官の承認を得て以下の本業務を実施すること。
- II 本業務の実施状況について、環境省担当官と打合せ（月に1回程度、WEB会議による開催を想定）を行う。

### 3. 業務内容

- I 環境保健サーベイランス調査（6歳児）に係る健康モニタリング調査実施（紙調査単独実施自治体）

令和6年度における当該調査は、別記の調査協力自治体の国公立小学校等（900校程度、58,000人程度）を対象として、健康モニタリング調査を実施予定である。

#### 1) 調査書類の作成

別途環境省が指定する下記の調査書類一式を調達する。調査書類②及び③を必要部数ずつ印刷準備して、調査書類①に調査書類②及び③を封入し、調査書類①から封入書類が紛失しない状態にしたものを準備する。また、調査書類③は、Wordなど編集可能なソフトで作成した電子データを準備すること。

調達する調査書類：数量 64,000人分程度（余部を含む）

①配布用封筒：角4クラフト封筒、片面白黒刷り、封緘用テープ糊付き：原稿指定

②同意説明書：B5再生紙、1枚片面白黒刷り：原稿指定（3種程度）

③同意書付き健康調査票：同意書部分はB5二折再生紙、1枚片面二色刷り、健康調査

票部分はB5二折マークシート紙、1枚両面二色刷りとし、同意書部分と健康調査票部分とは中綴込で一体化し、同意書部分と健康調査票部分が切り離せる形態にすること。また、各ページ右下に「2024-6桁の連番(000001～) - ページ番号(0～4)」を印刷すること。なお、質問事項については、参考として、令和5年度に使用した同意書付き健康調査票を別紙1として添付している。

## 2) 調査書類の配布・回収

別途環境省が指示する日時(令和6年6月17日午前中を予定)に、調査協力小学校ごとの児童数(令和6年5月中旬に環境省が指示する予定)等に基づき、配布・回収に使用する下記の資材一式を調達、配布する。資材一式のうち、②及び③(1校あたり1部ずつ)は別途環境省が定めるものとし、資材④(個人情報保護の観点から個人情報に配慮した適切な方法(伝票番号等から配送状況を追跡できる方法等)をとり、必要事項を印字すること)及び⑤(1校あたり1部ずつ)を作成する。これらの資材一式及び1)で作成した調査書類(各校の児童数に原則として1校あたり5部程度の余部を加えた数量)を資材①に箱詰めして各調査協力小学校へ配布する(住所地等を十分に確認の上で配布すること)。なお、箱詰めを行うにあたっては、原則として1校あたり1箱となるよう箱詰めする。

また、別記の調査協力自治体又は教育委員会宛に調査書類20部程度(上記1)の調査書類64,000人分程度に含む)を送付する。

調査実施期間終了後には、児童を通じて調査協力小学校に提出のあった健康調査票を料金着払いによる回収を行い、回収した際には、回収箱に同封された業務結果報告書に記載された送付数量と実際に送付された健康調査票数量が合致することを確認する。なお、環境省に郵送された同意書付き健康調査票については、環境省で開封することなく受託者へ直接渡し、受託者は開封して該当する調査協力小学校を特定した上で集計に加えることとする。

釧路市(27校50クラス程度)にあっては、報償費として1クラスあたり5,000円相当の図書カード及び報償費送付用封筒を準備し、別途環境省が定める報償費送付書(A4再生紙、1枚片面白黒刷り:原稿指定)とともに各小学校へ送付すること。

調達する資材一式:数量900校分程度(余部を含まず)

- ① 調査書類配布回収用箱(配布及び回収した調査書類総数が入る大きさのもので、自治体担当部局又は調査協力小学校からの配布・回収に耐えられるものとする。)
- ② 委託業務結果報告書(A4再生紙、1枚片面白黒刷り:原稿指定)
- ③ 調査スケジュール(A4再生紙、1枚片面白黒刷り:原稿指定、3種程度)
- ④ 返信用伝票(料金着払い)
- ⑤ 調査票回収に関するお知らせ文書(A4再生紙、1枚片面白黒刷り)

なお、以下に示す調査の進捗状況を、2. IIの打合せにおいて8月中旬から8月末に報告し、その後、同打合せにおいて随時報告すること。最終の状況は3月中旬から下旬に

報告すること。

- ・自治体毎の進捗状況：小学校数、対象者数、回答者数、回収率等
- ・小学校毎の進捗状況：発送数、回収日付、報告書の回収状況、クラス毎の調査票配布数及びその合計、調査票回収数（報告書上の数、実回収数）等（各小学校について、自治体名、都道府県、市区郡町、小学校等名称・郵便番号・住所・電話番号の情報も併せて管理。）

## II 環境保健サーベイランス調査（6歳児）に係る健康モニタリング調査実施（オンライン調査実施自治体）

令和6年度における当該調査は小樽市、千葉県（柏市、我孫子市）、横浜市、甲府市、大垣市、四日市市、広島市、福岡市の国公立小学校を対象として、健康モニタリング調査を実施予定である。このうち、小樽市、横浜市は、調査対象者にオンライン調査と紙調査の資料を両方送付し、調査対象者はいずれかを任意で選択して回答することとしている。

ほかの自治体においては、オンライン調査に必要な資料のみを送付するが、5)のとおり、調査対象者の希望があれば、紙調査の資料を送付する。

### 1) 小樽市、横浜市

#### (1) 調査書類の作成

別途環境省が指定する下記の調査書類一式を調達する。①配布用封筒（初回配布用）に②、③、④を一式ずつ封入し、①から封入書類が紛失しない状態にしたもの、⑤配布用封筒（再配布用）に⑥を一式封入し、⑤から封入書類が紛失しない状態にしたものを準備する。

調達する調査書類：数量計 3,000 人分程度（余部を含む）

- ① 配布用封筒（初回配布用）：角2クラフト封筒、片面白黒刷り、封緘用テープ糊付き、原稿指定。
- ② 調査依頼文書（初回配布用）：A4 再生紙、1枚両面カラー刷り：原稿指定。表面には、環境省が提示する、調査協力依頼文書によって異なり、各調査対象小学校と関連づけた調査対象者 ID、仮パスワードを印刷する。
- ③ 返信用封筒：角3クラフト封筒、片面白黒刷り、封緘用テープ糊付き、料金受取人払い後納：原稿指定（受託者を宛先とする。）
- ④ 同意書付き健康調査票：I 1) ③と同じ
- ⑤ 配布用封筒（再配布用）：角2クラフト封筒、片面白黒刷り、封緘用テープ糊付き、原稿指定。調査依頼文書（再配布用）：A4 再生紙、1枚両面カラー刷り：原稿指定。表面には、環境省が提示する、調査協力依頼文書によって異なり、各調査対象小学校と関連づけた調査対象者 ID、仮パスワードを印刷する。

#### (2) 調査書類の配布・回収

別途環境省が指示する日時（令和6年6月17日午前中を予定）に、調査協力小学校ごとの児童数（令和6年5月中に環境省が指示する予定）等に基づき、配布・回収に使用する下記の資材一式を調達、配布する。資材一式のうち、②及び③（1校あたり1部ずつ）は別途環境省が定めるものとする。これらの資材一式及び（1）で作成した調査書類（各校の児童数に原則として1校あたり5部程度の余部を加えた数量）を資材①に箱詰めして各調査協力小学校へ配布する（住所地等を十分に確認の上で配布すること）。なお、箱詰めを行うにあたっては、原則として1校あたり1箱となるよう箱詰めする。

また、別途環境省が指示する小樽市、横浜市の自治体宛に（1）で作成した調査書類20部程度及び資材③1部ずつを送付する。

調査実施期間終了後には、紙調査票による回答を行う調査対象者から、（1）の③返信用封筒を用いて直接郵送される健康調査票を料金受託者負担により受取る。令和5年度の実績では、18%程度の調査対象者が紙調査票による回答を行った。このため、令和6年度の本業務においては、最大30%900人程度が紙調査票による回答を行うものと想定する。

また、各小学校から⑤返信用封筒に封入された②委託業務結果報告書を料金受託者負担により受取る。

調達する資材一式：数量40校分程度（余部を含まず）

- ① 調査書類配布用箱（配布する調査書類総数が入る大きさのものとする。）
- ② 委託業務結果報告書（A4再生紙、1枚片面白黒刷り：原稿指定）
- ③ 案内文書（A4再生紙、1枚両面白黒刷り：原稿指定）
- ④ 返信用封筒（受託者を宛先とする。）

## 2) 甲府市

### (1) 調査書類の作成

別途環境省が指定する下記の調査書類一式を調達する。①配布用封筒に②、③、④を一式ずつ封入し、①から封入書類が紛失しない状態にしたものを準備する。

調達する調査書類：数量計1,300人分程度（余部を含む）

- ① 配布用封筒：Ⅱ 1) (1) ①と同じ：原稿指定
- ② 調査依頼文書：Ⅱ 1) (1) ②と同じ：原稿指定
- ③ 返信用封筒：Ⅱ 1) (1) ③と同じ：原稿指定
- ④ 同意書付き健康調査票：Ⅰ 1) ③と同じ

### (2) 調査書類の配布・回収

別途環境省が指示する日時（令和6年6月17日午前中を予定）に、調査協力小学校ごとの児童数（令和6年5月中に環境省が指示する予定）等に基づき、配布・回収に使用す

る下記の資材一式を調達、配布する。資材一式のうち、②及び③（1校あたり1部ずつ）は別途環境省が定めるものとする。これらの資材一式及び（1）で作成した調査書類（各校の児童数に原則として1校あたり5部程度の余部を加えた数量）を資材①に箱詰めして各調査協力小学校へ配布する（住所地等を十分に確認の上で配布すること）。なお、箱詰めを行うにあたっては、原則として1校あたり1箱となるよう箱詰めする。

また、別途環境省が指示する甲府市の自治体宛に（1）で作成した調査書類20部程度及び資材③1部ずつを送付する。

調査実施期間終了後には、紙調査票による回答を行う調査対象者から、（1）の資材③返信用封筒を用いて直接郵送される健康調査票を料金受託者負担による受取る。令和5年度の実績では、18%程度の調査対象者が紙調査票による回答を行った。このため、令和6年度の本業務においては、最大30%にあたる390人程度が紙調査票による回答を行うものと想定する。

また、各小学校から⑤返信用封筒に封入された②委託業務結果報告書を料金受託者負担により受取る。

調達する資材一式：数量25校分程度（余部を含まず）

- ① 調査書類配布用箱（配布する調査書類総数が入る大きさのものとする。）
- ② 委託業務結果報告書（A4再生紙、1枚片面白黒刷り：原稿指定）
- ③ 案内文書（A4再生紙、1枚両面白黒刷り：原稿指定）
- ④ 返信用封筒（受託者を宛先とする。）

### 3) 3) 柏市、我孫子市、四日市市、大垣市

#### (1) 調査書類の作成

別途環境省が指定する下記の調査書類一式を調達する。①配布用封筒（初回配布用）に②を一式ずつ封入し、①から封入書類が紛失しない状態にしたもの、③配布用封筒（再配布用）に④を一式ずつ封入し、①から封入書類が紛失しない状態にしたものを準備する。

調達する調査書類：数量計9,000人分程度（余部を含む）

- ① 配布用封筒（初回配布用）：Ⅱ 1）（1）①と同じ：原稿指定
- ② 調査依頼文書（初回配布用）：Ⅱ 1）（1）②と同じ：原稿指定
- ③ 配布用封筒（再配布用）：Ⅱ 1）（1）⑤と同じ：原稿指定
- ④ 調査依頼文書（再配布用）：Ⅱ 1）（1）⑥と同じ

#### (2) 調査書類の配布・回収

別途環境省が指示する日時（令和6年6月17日午前中を予定）に、調査協力小学校ご

との児童数（令和6年5月中に環境省が指示する予定）等に基づき、配布・回収に使用する下記の資材一式を調達、配布する。資材一式のうち、②及び③（1校あたり1部ずつ）は別途環境省が定めるものとする。これらの資材一式及び（1）で作成した調査書類（各校の児童数に原則として1校あたり5部程度の余部を加えた数量）を資材①に箱詰めして各調査協力小学校へ配布する（住所地等を十分に確認の上で配布すること）。なお、箱詰めを行うにあたっては、原則として1校あたり1箱となるよう箱詰めする。

また、別途環境省が指示する千葉県、柏市、我孫子市、四日市市、大垣市の自治体宛に（1）で作成した調査書類20部程度及び資材③1部ずつを送付する。

調査実施期間終了後には、紙調査票による回答を行う調査対象者から直接郵送される健康調査票を料金受託者負担により受取る。令和5年度の実績では、0.1%程度の調査対象者が紙調査票による回答を行った。このため、令和6年度の本業務においては、最大0.5%にあたる35人程度が紙調査票による回答を行うものと想定する。

調達する資材一式：数量115校分程度（余部を含まず）

- ① 調査書類配布用箱（配布する調査書類総数が入る大きさのもので、自治体担当部局又は調査協力小学校からの配布に耐えられるものとする。）
- ② 委託業務結果報告書（A4再生紙、1枚片面白黒刷り：原稿指定）
- ③ 案内文書（A4再生紙、1枚両面白黒刷り：原稿指定）
- ④ 返信用封筒（受託者を宛先とする。）

#### 4) 広島市、福岡市

##### (1) 調査書類の作成

別途環境省が指定する下記の調査書類一式を調達する。①配布用封筒に②、③を一式ずつ封入し、①から封入書類が紛失しない状態にしたものを準備する。

調達する調査書類：数量計5,500人分程度（余部を含む）

- ① 配布用封筒：Ⅱ 1)(1) ①と同じ：原稿指定
- ② 調査依頼文書：Ⅱ 1)(1) ②と同じ：原稿指定
- ③ 回答状況報告書：A4再生紙、1枚片面白黒刷り：原稿指定。

##### (2) 調査書類の配布・回収

別途環境省が指示する日時（令和6年6月17日午前中を予定）に、調査協力小学校ごとの児童数（令和6年5月中に環境省が指示する予定）等に基づき、配布・回収に使用する下記の資材一式を調達、配布する。資材一式のうち、②及び③（1校あたり1部ずつ）は別途環境省が定めるものとする。これらの資材一式及び（1）で作成した調査書類（各校の児童数に原則として1校あたり5部程度の余部を加えた数量）を資材①に箱詰めして各調査協力小学校へ配布する（住所地等を十分に確認の上で配布すること）。なお、箱詰



めを行うにあたっては、原則として1校あたり1箱となるよう箱詰めする。

また、別途環境省が指示する広島市、福岡市の自治体宛に（1）で作成した調査書類20部程度（1）の調査書類5,500人分程度に含む）及び資材③1部ずつを送付する。

調査実施期間終了後には、紙調査票による回答を行う調査対象者から直接郵送される健康調査票を料金受託者負担により受取る。令和5年度の実績では、0.1%程度の調査対象者が紙調査票による回答を行った。このため、令和6年度の本業務においては、最大0.5%にあたる28人程度が紙調査票による回答を行うものと想定する。

また、各小学校から④返信用封筒に封入された回答状況報告書（調査対象者から提出されたもの）、②委託業務結果報告書を料金受託者負担により受取る。

調達する資材一式：数量計51校分程度（余部を含まず）

- ①調査書類配布用箱（配布する調査書類総数が入る大きさのもので、自治体担当部局又は調査協力小学校からの配布に耐えられるものとする。）
- ②委託業務結果報告書（A4再生紙、1枚片面白黒刷り：原稿指定）
- ③案内文書（A4再生紙、1枚片面白黒刷り：原稿指定）
- ④返信用封筒（受託者を宛先とする。）

#### 5) 調査の進行管理

四日市市、福岡市、柏市、我孫子市、大垣市、広島市において、対象者から電話により要望があった場合にはマークシート用紙の健康調査票を郵送で配布すること。令和5年度の実績では、0.1%程度の調査対象者が紙調査票による回答を行った。このため、令和6年度の本業務においては、最大0.5%にあたる63人程度が紙調査票による回答を行うものと想定する。

### III 健康モニタリングデータの取りまとめ、確認及び修正

I-2) 及びII 1)～4) で得られた同意書付き健康調査票について、回収後、速やかに個人情報部分と非個人情報部分とを切り離し、健康調査票の回答内容について個人が特定できないようにし、同封されている業務結果報告書とともに、それぞれについて適切な管理下で、回答内容について入力すること。また、入力したデータについて適切に入力されていることを確認して、健康モニタリングデータを取りまとめること。

確認の結果、誤り等が認められた場合には、修正記録（実施日、実施者名、修正内容等）を作成して、必要な修正作業を実施し、その後、修正されたデータに誤り等がないことを再度確認して、間違いのない健康モニタリングデータ（電子媒体、1部）を構築すること。

なお、回答内容の読み取りについては、マークシート健康調査票から誤認なく、読み取ることが出来る機器を用いてデータ化するか、あるいはそれと同等以上の方法（ベリファイによる入力等）でデータ化すること。また、健康調査票の非個人情報部分のデータ化に

については、再委任等により実施しても差し支えないものとする。

#### IV 健康調査票の管理・保管・提出

##### 1) 個人情報の管理

2. I で作成する作業手順書において、個人情報保護に関する取扱いを規定し、本業務に携わる者に対して十分な教育を行うとともに、周知徹底して、個人情報に関する業務(質問票の匿名化、個人情報に関するデータの入力・確認等)を実施する。

##### 2) 健康調査票の保管

I-2) 及びII 1) ~ 4) で回収及び環境省から提供した同意書付き健康調査票及び業務結果報告書については、I 1) で作成する作業手順書に準拠して適切な環境のもと保管する。

##### 3) 健康調査票の提出

切り離れた同意書(64,000部程度(調査協力者見込))及び健康調査票(64,000部程度(調査協力者見込))については、それぞれ、25校程度を1箱(合計42箱程度)にして地域ごとに取りまとめ、IIIで構築した健康モニタリングデータとともに、別途環境省が指定する場所へ令和7年3月31日までに提出する。

#### 3. 業務履行期限

令和7年3月31日(月)まで

#### 4. 委託業務の報告(提出期限、提出場所及び提出部数)

3.の業務結果を取りまとめ、仕様書別添のとおり報告書を作成し、提出するものとする。

##### (1) 業務報告書提出期限、提出場所及び部数

提出期限：令和7年3月31日

提出場所：環境省大臣官房環境保健部環境保健企画管理課保健業務室

提出部数：2部(A4版5頁程度)

報告書の電子データ：環境省が指定する電磁記録媒体

回収した業務結果報告書 校分程度をとりまとめたもの1式

##### (2) 業務完了報告書の提出期限、提出場所及び部数

提出期限：令和7年3月31日

提出場所：環境省大臣官房環境保健部環境保健企画管理課保健業務室

提出部数：1部

##### (3) 業務精算報告書の提出期限、提出場所及び部数

提出期限：令和7年4月10日

提出場所：環境省大臣官房環境保健部環境保健企画管理課保健業務室

提出部数：1部

##### (4) 同意書付き健康調査票の提出期限、提出場所及び部数

提出期限：令和7年3月31日

提出場所：環境省大臣官房環境保健部環境保健企画管理課保健業務室

提出部数：環境省が指定する電磁記録媒体

## 5. 個人情報の取り扱い

- (1) 「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」（平成 26 年文部科学省・厚生労働省告示第 3 号）及び JIS Q 15001 に適合した個人情報管理、又はそれと同等以上の管理を行うこと。
- (2) 個人情報を取り扱う執務室については、入退室記録等の厳重な個人情報管理体制を講じた専用の部屋で実施すること。
- (3) 電子データは、必ず、外部ネットワークに接続することなく、独立した環境下で取り扱うこと。

## 6. 著作権等の扱い

- (1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、環境省が保有するものとする。
- (2) 受託者は、自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作者人格権を行使しないものとする。
- (3) 成果物の中に受託者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）が含まれている場合、その著作権は受託者に留保されるが、可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、無償で既存著作物の利用を許諾する。
- (4) 成果物の中に第三者の著作物が含まれている場合、その著作権は第三者に留保されるが、受託者は可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、第三者から利用許諾を取得する。
- (5) 成果物納品の際には、第三者が二次利用できる箇所とできない箇所の区別がつくように留意するものとする。
- (6) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、受託者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

## 7. 情報セキュリティの確保

受託者は、下記の点に留意して、情報セキュリティを確保するものとする。

- (1) 受託者は、委託業務の開始時に、委託業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について環境省担当官に書面で提出すること。
- (2) 受託者は、環境省担当官から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。  
また、委託業務において受託者が作成する情報については、環境省担当官からの指示に応じて適切に取り扱うこと。
- (3) 受託者は、環境省情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は受託者において委託業務に係る情報セキュリティ事故が発生

したときは、必要に応じて環境省担当官の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。

- (4) 受託者は、環境省担当官から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。

また、委託業務において受託者が作成した情報についても、環境省担当官からの指示に応じて適切に廃棄すること。

- (5) 情報システムを構築・改良する業務にあつては、受託者は、環境省情報セキュリティポリシーに準拠したシステムを構築すること。

- (6) 受託者は、委託業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。

(参考) 環境省情報セキュリティポリシー

<https://www.env.go.jp/other/gyosei-johoka/sec-policy/full.pdf>

## 8. その他

- (1) 受託者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、環境省担当官と速やかに協議しその指示に従うこと。

- (2) 令和6年度環境保健サーベイランス調査（6歳児）に係る集計に関する委託業務を行うに当たって、入札参加希望者は必要に応じて、令和5年度環境保健サーベイランス調査（6歳児）に係る集計に関する委託業務における調査書類等の資料を所定の手続きを経て、環境省大臣官房環境保健部環境保健企画管理課保健業務室内で閲覧することを可能とする。

資料閲覧を希望する者は、以下の連絡先に予め連絡の上、訪問時及び閲覧希望資料を調整すること。ただし、コピーや写真撮影等の行為は禁止とする。また、閲覧を希望する資料であっても、当該業務における情報セキュリティ保護等の観点から、提示できない場合がある。

連絡先：環境省大臣官房環境保健部環境保健企画管理課保健業務室調査係

電話 03-5521-8255（内線 6325）

以上

( 仕様書別添 )

## 1. 報告書の仕様及び記載事項

報告書の仕様は、契約締結時において国等による環境物品等の調達に関する基本方針（平成12年法律第100号）第6条第1項の規定に基づき定められた環境物品等の調達に関する基本方針の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

なお、「資材確認票」及び「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」を提出するとともに、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は以下の表示例を参考に、裏表紙に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます。  
この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料〔Aランク〕のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は環境省担当官と協議の上、基本方針 (<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/index.html>) を参考に適切な表示を行うこと。

## 2. 電子データの仕様

- (1) Microsoft 社 Windows10 上で表示可能なものとする。
- (2) 使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。
  - ・文章；Microsoft 社 Word（ファイル形式は「Office2010（バージョン14）」以降で作成したもの）
  - ・計算表；表計算ソフト Microsoft 社 Excel（ファイル形式は「Office2010（バージョン14）」以降で作成したもの）
  - ・画像；BMP 形式又は JPEG 形式
- (3) (2) による成果物に加え、「PDF ファイル形式」による成果物を作成すること。
- (4) 文字ポイント等、統一的な事項に関しては環境省担当官の指示に従うこと。

## 3. その他

成果物納入後に受託者側の責めによる不備が発見された場合には、受託者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。

以上

( 別記 )

調査実施自治体と小学校予定数

自治体	小学校数
釧路市	27
旭川市	50
八戸市	41
秋田市	39
埼玉県草加市	21
千葉市中央・花見川区	40
墨田区	25
中野区	21
川崎市幸区	13
相模原市	71
富山県高岡市	25
松本市	28
岐阜市	47

自治体	小学校数
名古屋市港・南区	38
愛知県安城市・東海市	33
大阪市淀川・西淀川区	30
大阪府大東市	12
堺市堺区	16
和歌山市	51
尼崎市	41
西宮市	42
芦屋市	8
神戸市灘・兵庫区	21
山口県宇部・小野田市	35
北九州市八幡西区	32
大分市	54
那覇市	36

※ 上記小学校数は令和5年度実施数であり、変更されることがある。

オンライン調査実施自治体と小学校予定数

自治体	小学校数
小樽市	17
横浜市	23
甲府市	25
柏市	43
我孫子市	13
四日市市	37
大垣市	22
広島市	26
福岡市	25

※ 上記小学校数は令和5年度実施数であり、変更されることがある。


## 健康調査票 (小学1年生用)

環境省が実施します環境保健サーベイランス調査について、同封の  
 お願いの文書をお読みいただき、ご協力いただける場合には、次の  
 わく内にご記入の上、次のページからの質問にご回答ください。

記入年月日		(西暦)	年	月	日
お子さま	フリガナ	(セイ)	(メイ)		
	お名前	(姓)	(名)		
	性別	男 ・ 女 (○で囲む)			
	生年月日	(西暦・和暦) 年 月 日生まれ			
代 <sup>※1</sup> 諾者	ご署名				
	お子さまとの関係 <sup>※2</sup>	1.母 2.父 3.その他 ( ) (○で囲む)			

※1：代諾者とは、お子さまの代わりに本調査への協力に関する意志を示すことができる方で、親権のあるご両親など、もしくは後見人のことです。

※2：記入者が代諾者と異なる場合は、記入者とお子さまとの関係に○印をつけてください。

	1.母      2.父      3.祖母 4.祖父    5.その他 ( )
---	---

お子さまの現住所 <small>(漏れなく、正確に記入をお願いします)</small>	〒 _____ (都道府県) _____ (市区部)
	_____ (町村番地等) _____ (アパート・マンション名及び部屋番号)

※3：各ページ右下の番号は、上記枠内の個人情報を回答内容と切り離して管理するために用いるものです。



記入にあたってのお願い

質問には、黒鉛筆を用いて次のように答えてください。

- (1) 質問は、問1から問14まであります。質問番号の順に答えてください。
- (2) 数字の記入：の中に数字を記入してください。
- (3) 数字の選択：あてはまる数字をマークしてください。

良い例

悪い例

【記入上の注意事項】

<p>問1 お子さまは、現在のお住まいに何年住んでいますか。 [近いものを1つ選ぶ]</p> <p>①3年未満    ②生まれてからではないが3年以上    ③生まれてからずっと</p>	<p>近いものの番号を1つだけ選んでマークしてください。</p>
<p>問2 お子さまの生後3カ月までの授乳方法は次のどれでしたか。 [近いものを1つ選ぶ]</p> <p>①ほとんど母乳だけ    ②母乳とミルクの混合栄養    ③ほとんどミルクだけ</p>	<p>「点滴」はミルクに該当します。</p>
<p>問3 現在住んでいる家は次のどれに該当しますか。</p> <p>①木造一戸建て    ②鉄筋(鉄骨)一戸建て    ③木造の集合住宅(アパート等) ④鉄筋(鉄骨)の集合住宅(アパート、マンション等)    ⑤その他</p> <p style="text-align: center;">④を選んだ方のみ問3-2にお答えください</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>問3-2 お住まいは何階ですか。 <input style="width: 40px; height: 20px; border: 1px solid black;" type="text"/> 階</p>	<p>モルタル造りの場合は、木造とします。</p>
<p>問4 家の中でペットを飼っていますか。[1つ選ぶ]</p> <p>①飼っている    ②飼っていない</p> <p style="text-align: center;">①を選んだ方のみ問4-2にお答えください</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>問4-2 家の中で飼っているペットの種類は、次のどれですか。 [あてはまる番号をすべてマーク]</p> <p>①猫    ②犬    ③小鳥    ④その他</p>	<p>必ず①又は②のどちらかをマークしてください。</p> <p>金魚、昆虫は④をマークしてください。</p>
<p>問5 空気清浄機(エアコンの空気清浄機能を含まない)を居間または寝室で使用しますか。[1つ選ぶ]</p> <p>①はい    ②いいえ</p> <p style="text-align: center;">①を選んだ方のみ問5-2にお答えください</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>問5-2 使用頻度は次のどれに該当しますか。[1つ選ぶ]</p> <p>①週4日以上    ②週に1~3日    ③空気の汚れが気になるときだけ</p>	<p>必ず①又は②のどちらかをマークしてください。</p> <p>花粉の季節だけ使用する場合は③をマークしてください。</p>

問6 居間の暖房について、あてはまるものをマークしてください。  
 [近いものを1つ選ぶ] (ストーブ類にはファンヒーターを含む)

① ガスストーブ類や石油ストーブ類は使っていない  
 ② ガスストーブ類又は石油ストーブ類を使っている (屋外排気装置のついているもの)  
 ③ ガスストーブ類又は石油ストーブ類を使っている (屋外排気装置のついでないもの)

エアコン、床暖房は①をマークしてください。

問7 お子さまと同居している方で、現在タバコを吸う方がいますか。  
 [1つ選ぶ] (ただし、家の中で吸わない場合には、「いない」としてください。)  
 (加熱式タバコや電子タバコの使用も含めます)

① いる                      ② いない

①を選んだ方のみ問7-2にお答えください

加熱式タバコはタバコ葉を加熱し蒸気を生じさせるもの、電子タバコは液体を加熱し蒸気を生じさせるもの、を指します。その他のタバコは紙巻きタバコに含めてください。

問7-2 タバコを吸う方が、お子さまと一緒にいる時に家の中で吸うタバコの種類はどれですか。[あてはまる番号にマークしてください]

	父	母	祖父	祖母	その他
紙巻きタバコ	①	①	①	①	①
加熱式タバコ	②	②	②	②	②
電子タバコ	③	③	③	③	③

問7で①と回答した方は必ず問7-2にも御記入ください。

問8 お子さまは、これまでに、次の病気で医療機関で治療を受けたことがありますか。[あてはまる番号をすべてマークしてください]

① 肺炎            ② 気管支炎            ③ ちくのう (慢性副鼻腔炎)  
 ④ アレルギー性鼻炎 (花粉症によるものを含む)            ⑤ じんましん  
 ⑥ アトピー性皮膚炎            ⑦ アレルギー性結膜炎 (花粉症によるものを含む)  
 ⑧ 1~7のいずれの治療も受けたことはない

医療機関で医師から診断され、治療を受けた病気をマークしてください。なお、医師の診断によらない場合は該当しません。

問9 お子さまのお父さん又はお母さんが、次の病気で医療機関で治療を受けたことがありますか。[あてはまる番号をすべてマークしてください]

① 小児ぜん息            ② 気管支ぜん息            ③ アトピー性皮膚炎  
 ④ 花粉症            ⑤ 1~4のいずれの治療も受けたことはない

④「花粉症」を選んだ方のみ問9-2にお答えください

医療機関で医師から診断され、治療を受けた病気をマークしてください。なお、医師の診断によらない場合は該当しません。

花粉症には季節性アレルギー性鼻炎、アレルギー性結膜炎等を含みます。

問9-2 お子さまのお父さん又はお母さんが、この1年間に医療機関で花粉症 (季節性アレルギー性鼻炎、アレルギー性結膜炎等を含む) の治療を受けましたか。[1つ選ぶ]

① 受けた                      ② 受けない

問9で④花粉症と回答した方は必ず問9-2にもマークしてください。

**ここからお子さまの呼吸器症状についておたずねします。**

<p>問10 お子さまはこの1年間に何回くらい「かぜ」をひきましたか。 【あてはまる番号を1つ選ぶ】</p> <p>① 0回      ② 1～2回      ③ 3～4回      ④ 5回以上</p>	<p>この1年間にひいた「かぜ」の回数として近いものの番号を1つだけマークしてください。</p>
<p>問11 お子さまはこの1年間に、かぜや呼吸器の病気で続けて3日以上、保育園や幼稚園、学校などを休んだり、寝込んだことが、何回ありましたか。【あてはまる番号を1つ選ぶ】</p> <p>① 0回      ② 1回      ③ 2回      ④ 3回以上</p>	<p>回数として近いものの番号を1つだけマークしてください。</p>
<p>問12 お子さまはこれまでに、医師に「ぜん息」、「小児ぜん息」または「ぜん息性（様）気管支炎」といわれて治療を受けたことがありますか。【1つ選ぶ】</p> <p>① <u>治療を受けた</u>    ② いわれたが治療は受けていない    ③ いわれたことはない</p> <p>①を選んだ方のみ問12-2にお答えください      問13へ</p>	<p>必ず①～③のいずれかをマークしてください。</p>
<p>問12-2 ①はじめて治療を受けたのは何歳のときですか。</p> <p style="text-align: center;">[                      ] 歳</p> <p>②そのとき、せき、胸のゼロゼロまたは「たん」がありましたか。【1つ選ぶ】</p> <p>① あった      ② なかった</p>	<p>問12で①と回答した方は必ず問12-2に御記入ください。</p> <p>正確な時期が思い出せなくてもおおよその年齢を御記入ください。</p> <p>必ず①又は②のどちらかをマークしてください。</p>
<p>問13 お子さまはこれまでに、息をするときにヒューヒュー・ゼーゼーなどの音がしたことがありますか。【1つ選ぶ】</p> <p>① <u>ある</u>      ② ない</p> <p>①を選んだ方のみ問13-2にお答えください      問14へ</p>	<p>必ず①又は②のどちらかをマークしてください。</p>
<p>問13-2 ①はじめてあったのは何歳のときですか。</p> <p style="text-align: center;">[                      ] 歳</p> <p>②いままでに何回くらいありましたか。【あてはまる番号を1つ選ぶ】</p> <p>① 1回      ② 2～5回      ③ 6～10回      ④ 11回以上</p>	<p>問13で①と回答した方は必ず問13-2に御記入ください。</p> <p>正確な時期が思い出せなくてもおおよその年齢を御記入ください。</p> <p>回数として近いものの番号を1つだけマークしてください。</p>
<p>③この1年間には何回くらいありましたか。【あてはまる番号を1つ選ぶ】</p> <p>① 0回      ② 1回      ③ 2～5回      ④ 6～10回      ⑤ 11回以上</p> <p>④最後にあったのは何歳のときですか。</p> <p style="text-align: center;">[                      ] 歳</p>	<p>回数として近いものの番号を1つだけマークしてください。</p> <p>正確な時期が思い出せなくてもおおよその年齢を御記入ください。</p>
<p>⑤ヒューヒュー・ゼーゼーなどの音がしたときは「かぜ」をひいていましたか。【1つ選ぶ】</p> <p>① 「かぜ」をひいていなくてもヒューヒュー・ゼーゼーと音がしたことがある</p> <p>② ヒューヒュー・ゼーゼーと音がしたときは必ず「かぜ」をひいていた</p>	<p>必ず①又は②のどちらかをマークしてください。</p>

2023- -3

問14 お子さまはこれまでに、ヒューヒュー・ゼーゼーなどの音がして、急に息が苦しくなるような発作を起こしたことがありますか。 [1つ選ぶ]

①ある      ②ない → ②を選んだ方については質問はここまでです  
御協力ありがとうございました

①を選んだ方のみ問14-2にお答えください

---

問14-2 ①はじめて発作があったのは何歳のときですか。

歳

②いままでに発作は何回ぐらいありましたか。 [あてはまる番号を1つ選ぶ]

①1回      ②2~5回      ③6~10回      ④11回以上

③この2年間には何回ぐらいありましたか。 [あてはまる番号を1つ選ぶ]

①0回      ②1回      ③2~5回      ④6~10回      ⑤11回以上

④最後に発作があったのは何歳のときですか。

歳

⑤この2年間に、「ぜん息」、「小児ぜん息」または「ぜん息性(様)気管支炎」で治療を受けたことがありますか。 [1つ選ぶ]

①受けた      ②受けたことはない

①を選んだ方のみ⑤-2にお答えください

---

⑤-2

①現在も定期的に受けている

②発作時のみ受けている

③(  歳  ヶ月) まで受けた →  歳  ヶ月

必ず①又は②のどちらかをマークしてください。

問14で①と回答した方は必ず問14-2に御記入ください。

正確な時期が思い出せなくてもおおよその年齢を御記入ください。

回数として近いものの番号を1つだけマークしてください。

回数として近いものの番号を1つだけマークしてください。

正確な時期が思い出せなくてもおおよその年齢を御記入ください。

必ず①又は②のどちらかをマークしてください。

⑤で①と回答した方は、必ず⑤-2にマークしてください。①~③のいずれかをマークしてください。

⑤-2で③と回答した方は、正確な時期が思い出せなくても、おおよその年齢を御記入ください。

御協力ありがとうございました。



政府統計

統計法に基づく国の統計調査です。調査票情報の秘密の保護に万全を期します。

2023-

-4